

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、翌日をも含む)

鳥取県規則第六十一号

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員規則

(目的)

第一条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百八十七号）第二十条第二項の規定に基づき、鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員（以下「試験委員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 試験委員は、七人以内とする。

(任命)

第三条 試験委員は、あん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゅう師試験の執行ごとに、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師
- 二 医師
- 三 県職員

(施行期日)

1、この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師試験委員規則の廃止)

2、鳥取県あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員規程（昭和三十二年三月鳥取県規則第十号）は、廃止する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県柔道整復師試験委員規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十二号

鳥取県柔道整復師試験委員規則

(目的)

第一条 この規則は、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十一
条第三項の規定に基づき、鳥取県柔道整復師試験委員（以下「試験委員」
といふ。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 試験委員は、七人以内とする。

(任命)

第三条 試験委員は、柔道整復師試験の執行ごとに、次に掲げる者のうち
から、知事が任命する。

- 一 柔道整復師
- 二 医師
- 三 県職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県規則第六十三号

鳥取県あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会規程の一部を改
正する規則

鳥取県あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会規程（昭和二十七年
七月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

会規則

第一条から第四条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この規則は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に
する法律（昭和二十二年法律第二百十七号。以下「法」という。）第十
三条第四項の規定に基づき、鳥取県あん摩、マツサージ、指圧、はり、
きゅう、柔道整復等地方審議会（以下「審議会」という。）の組織、委
員の任期その他審議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、知事が任命する。

- 一 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師 四人
- 二 医師 四人
- 三 学識経験のある者 五人

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第五条 中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

審議会に、会長一人を置き、委員の互選により定める。
第九条中「衛生課」を「医務課」に改める。

第十条中「定めるものを除く外」を「定めるもののほか」に改め、「別に」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一條第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定期、申請期間及び

地元地区を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 公示番号 海区第一号

2 免許の内容となるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期
漁業種類 漁業の名称 漁業時期

(二) 漁場の位置 西伯郡淀江町及び日吉津村並びに米子市地先

(三) 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエを順次結んだ線並びにア及びエを結んだ線によつて囲まれた区域

基点 淀江漁港東防波堤西端灯台

ア 基点から二百六十度（真方位とする。以下同じ。）一、七〇〇メートルの点

イ 基点から一百九十五度一、六〇〇メートルの点

ウ 基点から一百八十八度三、五五〇メートルの点

エ 基点から二百七十二度三、六〇〇メートルの点

3 制限又は条件

敷設漁具の外かくには、昼夜その敷設位置が判別できるよう必要な標識を設置しなければならない。

4 免許予定期

昭和四十八年十二月一日

5 申請期間

昭和四十八年十一月十六日から昭和四十八年十一月二十六日まで
地元地区

西伯郡大山町、淀江町及び日吉津村並びに米子市（旧巖村に限る。）

昭和四十八年十二月一日から昭和五十三年十月三十一日まで
存続期間

昭和四十八年十一月十六日 昭和四十八年十一月十六日

鳥取県告示第八百九十一号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良（殿地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十四号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（和谷地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十二号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良（下津黒地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十五号

関金町長から申請のあつた町営土地改良（明高地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十三号

郡家町長から申請のあつた町営土地改良（麻生地区農道整備）事業は、

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良（家奥地区農道整備）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十七号

用瀬町長から申請のあつた町営土地改良（別府地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十八号

倉吉市伊木一〇三番地河島積ほか十二人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（伊木地区農道整備）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百九十九号

米子市夜見町二七六八番地足立秋彦ほか百六十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良（夜見地区農業用用排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十三日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年八月七日付で八頭郡佐治村大字福園一三三番地三竹本春美ほか二十人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（佐治地区基幹農道舗装）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（佐治地区基幹農道舗装）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十一月十七日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

八 事業年度

昭和四十八年度

九 公告の方法

倉吉市堺町二丁目九五六番地 共栄土地事務所前に掲示する。

鳥取県告示第九百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第四条第一項の規定に基づき、倉吉市東鴨土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石破二朗

一 施行者の名称

二 事業施行期間

昭和四十八年十一月十六日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市東鴨字城の腰、字東畠、字前奥津及び字中奥津以の各一部
地区画整理事業の名称

四 事務所の所在地

倉吉市東鴨土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十八年十一月十六日

七 施行者の住所

倉吉市堺町二丁目九五六番地

鳥取県告示第九百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月十六日

鳥取県知事 石破二朗

一 施行者の名称

二 鳥取市

三 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画緑地事業 第一号 千代川緑地

四 事業施行期間

昭和四十八年十一月十六日から昭和五十一年三月三十一日まで

五 事業地

鳥取市安長字前内ノ二、西品治字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四並びに古市字御柵ノ内一、字御柵ノ内二、字御柵ノ内三、字木戸ノ外、字下新田及び字徳廻り土手外地内